

給水装置設計施行指針（令和6年4月1日改正）新旧対照表

現 行	改正後
第1章 総則 3 用語の定義 (4) 「主任技術者」とは、厚生労働省から給水装置工事主任技術者免状の交付を受け、法第25条の4第2項の規定に基づき市長に届出がされた者をいう。 4 給水装置工事の概要 (4) 給水装置工事の施行 給水装置工事の適正な施行を確保するため、給水装置工事を行う者は、指定工事業者と定めている。 法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）とする。 5 指定工事事業者の義務 指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。 (法第25条の8) 次に掲げる各項は、法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める基準である。指定工事業者は、この基準に従い施行するとともに、完成した給水装置が適正かつ安全に使用されるよう、所有者及び使用者に対し、施行者名、修理時の連絡先などを明示しておくことが望ましい。	第1章 総則 3 用語の定義 (4) 「主任技術者」とは、国土交通省から給水装置工事主任技術者免状の交付を受け、法第25条の4第2項の規定に基づき市長に届出がされた者をいう。 4 給水装置工事の概要 (4) 給水装置工事の施行 給水装置工事の適正な施行を確保するため、給水装置工事を行う者は、指定工事業者と定めている。 法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替（配管を伴わないものに限る。）とする。 5 指定工事事業者の義務 指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。 (法第25条の8) 次に掲げる各項は、法第25条の8に規定する国土交通省令で定める基準である。指定工事業者は、この基準に従い施行するとともに、完成した給水装置が適正かつ安全に使用されるよう、所有者及び使用者に対し、施行者名、修理時の連絡先などを明示しておくことが望ましい。

6 主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 1 給水装置工事に関する技術上の管理
- 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 4 その他 [厚生労働省令](#) で定める職務

(法第25条の4第3項)

第4章 給水装置の構造及び材質

1 給水装置の構造及び材質の基準

(6) 前各号に規定する基準を適用するについて、必要な技術的細目は [厚生省令](#) を参照すること。

3 給水装置用材料

(2) 認証マークの表示

ウ [厚生労働省](#) 並びに第三者認証機関のインターネットによる情報入手先は次のとおり。

給水データベース

名 称	ホームページアドレス
厚生労働省 給水装置データベース	https://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action

6 主任技術者の職務

給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- 1 給水装置工事に関する技術上の管理
- 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が法第16の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
- 4 その他 [国土交通省令](#) で定める職務

(法第25条の4第3項)

第4章 給水装置の構造及び材質

1 給水装置の構造及び材質の基準

(6) 前各号に規定する基準を適用するについて、必要な技術的細目は [国土交通省令](#) を参照すること。

3 給水装置用材料

(2) 認証マークの表示

ウ [国土交通省](#) 並びに第三者認証機関のインターネットによる情報入手先は次のとおり。

給水データベース

名 称	ホームページアドレス
国土交通省 給水装置データベース	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html

第 6 章 給水装置工事事務手続

1 給水装置工事申込み

（１）給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第３項の[厚生労働省令](#)で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。（条例第５条）

第 8 章 受水槽以降設備

1 受水槽以降設備

表 8－1 導水装置の管理概要（専用水道除く）

	ビ ル 管 理 法	簡 易 専 用 水 道	適用外で行政指導によるもの
検 査	・ビルの所有者や管理者等の自主的検査 ・検査を行うのは都道府県知事に登録している建築物飲料水水質検査業者 ・水質検査は水道法第４条の規定に基づき検査	・設置者が、第三者たる検査機関により受検する。 ・検査を行うのは地方公共団体の機関、又は厚生大臣の指定検査機関 ・検査内容は、その他必要事項は、平成15年7月23日厚生労働省告示第262号による。	・簡易専用水道に準ずる。

第 6 章 給水装置工事事務手続

1 給水装置工事申込み

（１）給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の２第３項の[国土交通省令](#)で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、市長の定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。（条例第５条）

第 8 章 受水槽以降設備

1 受水槽以降設備

表 8－1 導水装置の管理概要（専用水道除く）

	ビ ル 管 理 法	簡 易 専 用 水 道	適用外で行政指導によるもの
検 査	・ビルの所有者や管理者等の自主的検査 ・検査を行うのは都道府県知事に登録している建築物飲料水水質検査業者 ・水質検査は水道法第４条の規定に基づき検査	・設置者が、第三者たる検査機関により受検する。 ・検査を行うのは地方公共団体の機関、又は国土交通大臣の指定検査機関 ・検査内容は、その他必要事項は、平成15年7月23日厚生労働省告示第262号による。	・簡易専用水道に準ずる。